

知的財産権 制度の紹介

2010年7月27日

Rita特許事務所

<http://www.rita-pat.com>

野中 剛

いろいろな知的財産

知的財産権 (産業財産権に加えた広い範囲)

産業財産権

- 特許権 (特許法)
- 実用新案権 (実用新案法)
- 意匠権 (意匠法)
- 商標権 (商標法)

- 著作権 (著作権法)
- 回路配置権 (半導体集積回路の回路配置法)
- 育成者権 (種苗法)
- 商品表示・商品形態 (不正競争防止法)
- 商号 (会社法・商法)

新機能搭載のロボットやその組立方法などのように**独創的な新技術は「発明」と**呼ばれます。

日用品の改良などの**ちょっとした発明は「考案」と**呼ばれます。

工業製品のデザインは「意匠」と呼ばれます。

商品の名前などは「商標」と呼ばれます。

音楽や映画、小説・絵画などは著作物と呼ばれます。

これらの知的財産は「知的財産に関する法律」で守られています。

発明は特許法で「特許権」として、考案は実用新案法で「実用新案権」として、商標は商標法で「商標権」として、著作物は著作権法で「著作権」として守られています。

このうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを産業財産権といい、産業の発展を目的とした権利として、特許庁で扱っています。

著作権は文化の発展を目的とする権利で文化庁で扱っています。

大学がなぜ知的財産を知っておく必要があるの？

- 特許権などのライセンス供与による
金銭収入目的
- 第三者の権利化や無断使用阻止
(自身が権利取得で利潤を追求しないまでも、
第三者の権利化は阻止しておかないと、
自身に災難が降りかかる可能性があります)
- 第三者の権利を侵害してしまった場合には、
思わぬ出費と、イメージダウン
(商品購入の際に、知的財産権侵害の問題が無いかを確認する作業は重要)
- 形は無いが、財産の一つ
(組織の価値判断の一つになります)

大学間は仲が良いから特許権なんて無くても大丈夫？

- 多くの特許権を保有する大学もあり、仲が良い関係がいつまでも続くとは限らない。
(国立大学も独立採算制で厳しい競争状況に置かれている)

- 外国の大学や企業は、容赦ありません。
(権利侵害の場合、差止請求や、損害賠償請求を提起される可能性もあります)

→ 訴えられた場合、
「大学なのに、法律知らないの？」
とイメージダウン

→ 商談時に、購入者側から
「他社の特許権侵害が無いこと」
を確認されてから、慌てると恥をかく。

→ 特許出願をやり続ければ、技術力がつきます。
企業に比べて割安で、権利化も出来ます。
(自らの技術レベルを客観視できる、大学ディスカウントを使って、内製化)

特に、著作権は知っておかないと不味いかも？

- ① パブリックビューイングでお金を徴収してもよい？
- ② 試験問題に、著作物を使って良いか？
- ③ 入試問題集はどうか？
- ④ 授業中に、著作物を使って良いか？
- ⑤ 学園祭で、漫画キャラクターを使って良い？
- ⑥ 会議で、新聞記事のコピー配布することは問題ない？
- ⑦ 論文を文集の形で発行して良い？電子書籍化は？

→判断基準が明確でないものも多く、完璧には出来ないかもしれないが、意識しておくこと、必要に応じて質問出来る体制づくりは重要。

知的財産権の知識は持っていて損はない

- ・法学部や、知的財産部を目指す人は、当然に知っておく必要があるが、それ以外の人でも社会人として知っていて損はない。
- ・でも、社会人で、著作権などの知的財産権を分かっている人は多くない。
- ・だから、知っておくと有利なこと、便利なことがあります。
(視野が広がるし、社内でも頼られる存在になり得ます)
就職にも有利かも？

私たちの身の回りのアイデア、デザインなど

私たちの暮らしの中にはたくさんものがありますが、これらは様々なアイデアやデザインなどをもとに作られています。

音量を変えたり、細かい音源を設定して演奏することができます。



鉛筆等の文房具を入れる他にメモ用紙もついているのでその場でメモを取ることができます。



電話で話す他にも、カメラの機能がついていたり、メールを送信できたり、様々なことができます。

1枚ずつはがして貼ることができます。



鉛筆の後ろに消しゴムがついています。



腰に負担がかからないようにマットレスにバネが入っていたり、お年寄りが起きやすいように自動的に起き上がるような機能もあります。



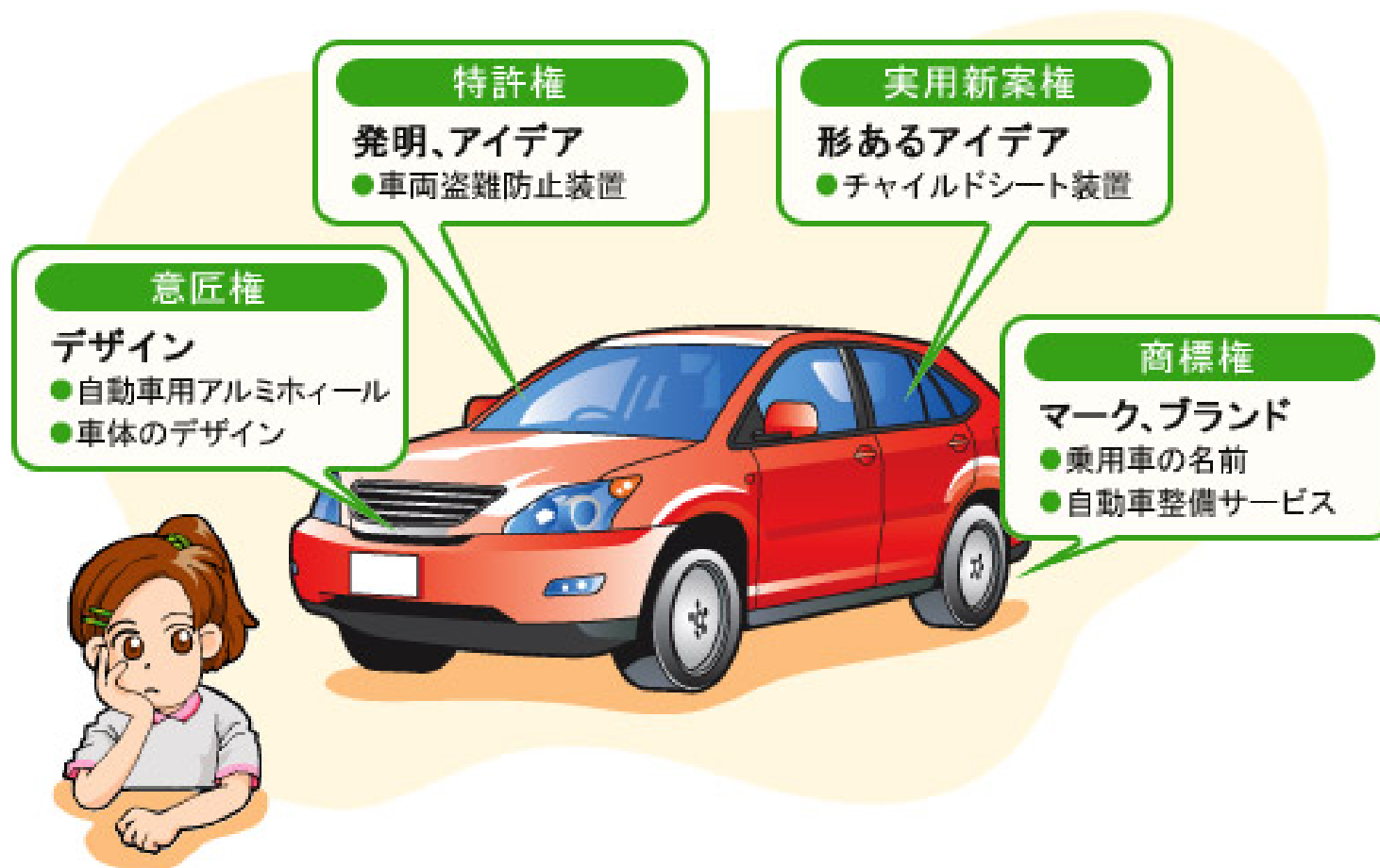
持ち歩きしやすいコンパクトなデザインが多く、自動的にシャッターが切れたり、ピントを合わせたりすることができます。



知的財産を守ってくれる制度

アイデアやデザインなどを勝手に使われたり、まねされたのでは、新しいものを創造しようという创作者の意欲が失われてしまいます。

また、商品やサービスにつけるマーク(目印)を勝手にまねされたのでは会社の信用問題になりまねません。そこで、こうしたアイデアやマークを守るルールが特許、実用新案、意匠、商標の各制度です。



技術を守る ～特許制度の役割～

技術開発によって生まれたアイデアや発明を、財産として守ってくれるのが「特許権」という知的財産権です。

特許制度は、発明者に発明の独占を認める一方で、その代わりにその発明を公表して、それをヒントに新たな技術開発を促進する制度です。

例えば、携帯電話もたくさんの発明によってどんどん小型で便利なものになり、今では沢山の人が持つようになり、私たちの生活には欠かせない物になりました。

まさに、特許制度は日本の経済成長を支えている柱の一つと言えます。



特許権を取るには？

出願

明細書(文章や図)と願書(住所等)を書きます。

特許庁の出願窓口申請します。(郵送やパソコンでの出願も可能です。)

※弁理士に手続を頼む方法もあります



公開

刊行物(公開公報)で出願の内容が公開されます。

※インターネットでも掲載されるので今までどんな発明が出願されたかを簡単に調べることができます。

※出願しただけでは特許は取れません!



審査

「審査請求」という手続をして出願内容の審査を受けます。

審査に合格すると登録の通知(特許査定)が送られてきます。

※不合格の場合には拒絶理由が通知されるので、指摘された部分を直せば合格することもあります。



登録

特許料を納付

「特許原簿」に登録

「特許権」発生、「特許公報」発行

拒絶

審査官の審査に不服があれば、
審判を請求することができます。



デザインを守る ～意匠制度の役割～

商品のデザインは、私たちのニーズやトレンドを先取りするかのように時代とともに変わってきています。

個性的なデザインほど商品の売れ行きを左右することがよくあります。

しかし、魅力のあるデザインになってくると、まねされやすいということがあります。

この商品のデザインを財産として守ってくれるのが「意匠権」という知的財産権です。



ブランドを守る ～商標制度の役割～

私たちが商品の購入やサービスを利用する時、商品等の「名前」や「マーク」を一つの目印として選んでいます。

この商品やサービスの信用を積み重ねることによって、「信頼がおける」「安心して買える」というブランドイメージが増していきます。

しかし、「名前」や「マーク」を勝手にまねられて、品質が悪いものが出てくれば、ブランドイメージ自体は低下するでしょう。

この商品やサービスに付ける「名前」や「マーク」を財産として守ってくれるのが「商標権」という知的財産権です。



著作物とは？ 著作者とは？ 著作権とは？

- ・ 著作物とは、思想または感情の創作的表現であり、文化の範囲に属するもの
例：小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラム等
新聞、雑誌、百科事典などは編集著作物
- ・ 著作者とは、著作物を創作する者を言います。
例：幼稚園児でも絵を描けば、その絵の著作者になります。
- ・ 著作者の権利は、
著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権、名誉・声望保持権）と、
著作財産権（複製権、上演権、公衆送信権など）があります。
- ・ 著作隣接権は、
著作物を創作していないが、著作物の伝達に寄与する者に与えられる権利
実演家、レコード製作者、放送事業者など。

権利はどう違うの？ ～権利っていくらでとれるの？～

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権	著作権
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の形状・構造に関する考案	物品のデザイン	商品・サービスのマーク・名前	著作物 (音楽、文章、プログラム等)
審査	有り (審査請求要)	無し	有り	有り	無し (創作時に自動発生)
権利の存続期間	出願日から最長20年	出願日から最長10年	登録日から最長20年	登録日から10年 (更新可能)	著作者の死後50年など (著作物により変動する)
特許庁への 手続費用	約20万円 3年目の登録料まで	約2万円 3年目の登録料まで	約4万円 3年目の登録料まで	約5万円 10年分の登録料まで 商品区分:1つ	/

注：特許庁への手続費用は、弁理士に支払う手数料を含みません。
 弁理士に支払う手数料は事務所ごとに異なりますし、
 案件の難易度によって大きく変動します。

特許権と実用新案権の違いは？

A: 特許－発明、実用新案－考案と用語は違いますが、いずれも「技術的思想の創作」を保護する点で共通しています。

レベルの高いアイデアは特許で、レベルの低いアイデアは実用新案でという考えを聞きますが、正しくはありません。

法律でも「高度の」という言葉の有無がありますが、実質的な意味はありません。

それよりも、

実体審査を行って審査官が特許性の有無を判断してくれる特許と、

実体審査を行わないで進歩性などの登録要件に不備があっても登録される実用新案権という観点で違いを理解しておくべきでしょう。

実用新案権では、差し止め請求や損害賠償請求といった権利行使が出来るシーンは限られるのですが、「実用新案権取得済み」というロゴを商品でアピール出来るので、一定の抑止力(はったり)になる可能性があります。

日本では、実用新案権制度を活用する方は多くないのですが、最長で10年間「実用新案権者」であることをアピール出来るこの制度を活用する方法はあると思います。

特許出願する時に、弁理士は何をしてしてくれるのか？

A: 発明の理解、特許性の検討、権利範囲の広さの検討、特許明細書の作成などを行います。

但し、契約によっては、特許明細書の作成だけを請け負う場合もあります。

- ・発明を本質的に理解する作業(発明者が本質を理解していないことが多い)
- ・その発明に関連する先行技術文献の有無の調査
- ・先行技術文献との比較した特許性の検討
- ・特許性がありそうな権利範囲を考慮した特許明細書の作成
- ・改正法に対応した特許明細書や、拒絶理由応答の検討
- ・外国出願時の誤訳を回避するための表現の工夫

また、発明と事業との関連性を考え、特許出願すべきかどうかのアドバイスなどを行う場合もあります。

弁理士に頼らずに、特許明細書を自力で作成出来るか？

A: 発明に関連する技術分野の知識があり、文章力があれば、可能です。

出願手続もルールに従って行えば可能です。

特許出願明細書作成をアシストするソフトウェアの紹介も可能です。

但し、先行技術文献との違い、法律で定められた記載要件を完全に理解することは非常に難しく、時間がかかります。

従って、**社内の技術者や知財担当者のスキルアップを目的として、特許明細書作成を内製化する分には、時間はかかりますが、良い成果が得られると思います。**

ただし、拒絶理由通知を受けてから、弁理士に依頼する中途受任は途中から発明を理解するため割高になることが多いし、補正書などで修正不可能な不備があった場合の責任の所在が不明確になることもあります。

このため、コストダウンの観点から内製化を図ることは余り得策ではないと考えます。

特許出願明細書作成をアシストしてくれるソフトウェア



各項目ごとに、内容を入力しておく、特許明細書フォーマットに従って、段落番号や記載項目を付けた状態の特許出願書類を作成してくれるソフトウェア。

但し、具体的な内容は自分で考える必要があります。

例文として使えるようなファイルを保存しておく、キーワード検索で、適当な例文を引用して書く機能があります(引用するだけなので、中身をチェックする必要があります)。

大学特有の特許手続費用減免制度はあるか？

A:あります。

大学や、大学等が承認したTLO(Technology Licensing Organization)は、
審査請求料と、第1～3年分の特許料が半額になります。

→大学内で特許出願を内製化出来れば、企業に比べて相当に安価で、特許権を取得することが可能になります。

詳しくは、特許庁ホームページの「特許料等の減免制度について」をご参照下さい。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

※ TLOとは

技術移転機関の略称で、大学の研究者の研究成果を特許化し、それを企業へ技術移転する法人(企業の知的財産部に相当する組織と思えば良いでしょう)

理科系学部を有する国立大学の多くがTLOを組織化しています。

出願件数が小規模であれば、必ずしもTLOの組織化を急ぐ必要はなく、しばらくは、特許事務所に委託しながら作業を進め、少しずつ組織化を進めるのが良いかもしれません。

職務発明ってなに？

A: 会社に勤める従業員が会社の仕事として研究・開発した結果完成した発明のことを言います。

職務発明であれば、会社は従業員の許可をもらわなくても無償の通常実施権があるため自由に特許発明を実施することができます。

また、従業員から発明に関する権利を譲り受けることにより、会社が自ら特許権者となって特許発明を実施することも出来ます。

職務発明に限りますが、予め従業員の職務発明に関する権利を会社が譲り受けられるように決めておくこと(予約承継)も出来ます。

従業員が、職務発明に関して特許を受ける権利や特許権を会社に譲渡したときは、会社から職務発明の社内貢献に応じた「相当の対価」を受ける権利を有します。

「予約承継」や、「相当の対価」は、勤務規則などの社内規定で定めておくことが望ましいです。

商標登録出願する時に、弁理士は何をしてしてくれるのか？

A: ネーミングの識別力有無の調査、類似する登録商標の有無の調査、実施する事業に関連する指定商品や指定役務の検討、商標登録出願願書の作成などを行います。

但し、契約によっては、商標登録出願願書の作成だけを請け負う場合もあります。

- ・指定商品が明確であり、類似商標などの調査が不要であれば、弁理士に頼らずとも比較的簡単に出願手続を行うことができます。

- ・ただし、数ヶ月後の審査結果を待たずに事業を始めたい場合には、ある程度、調査を行っておかないと、取り返しのつかない事態も起こり得ます。識別力調査、類似商標調査などは、商標の専門的な知識が無いと判断が難しいので、最初から弁理士に依頼しておいた方が安価で済むかもしれません。

発明を著作権で保護出来るか？

A: 実質的には難しいと思います。

コンピュータプログラムは、著作物として著作権で保護されますが、著作権の効力が及ぶのは、そのコンピュータプログラムを複製した場合に限られます。

そのコンピュータプログラムで動作する機能が似通っていたとしても、そのコンピュータプログラムとは別に独自に開発したものであれば、著作権の効力は及びません。

特許権は、複製だけでなく、同じ技術的思想であれば、それに効力が及びます。

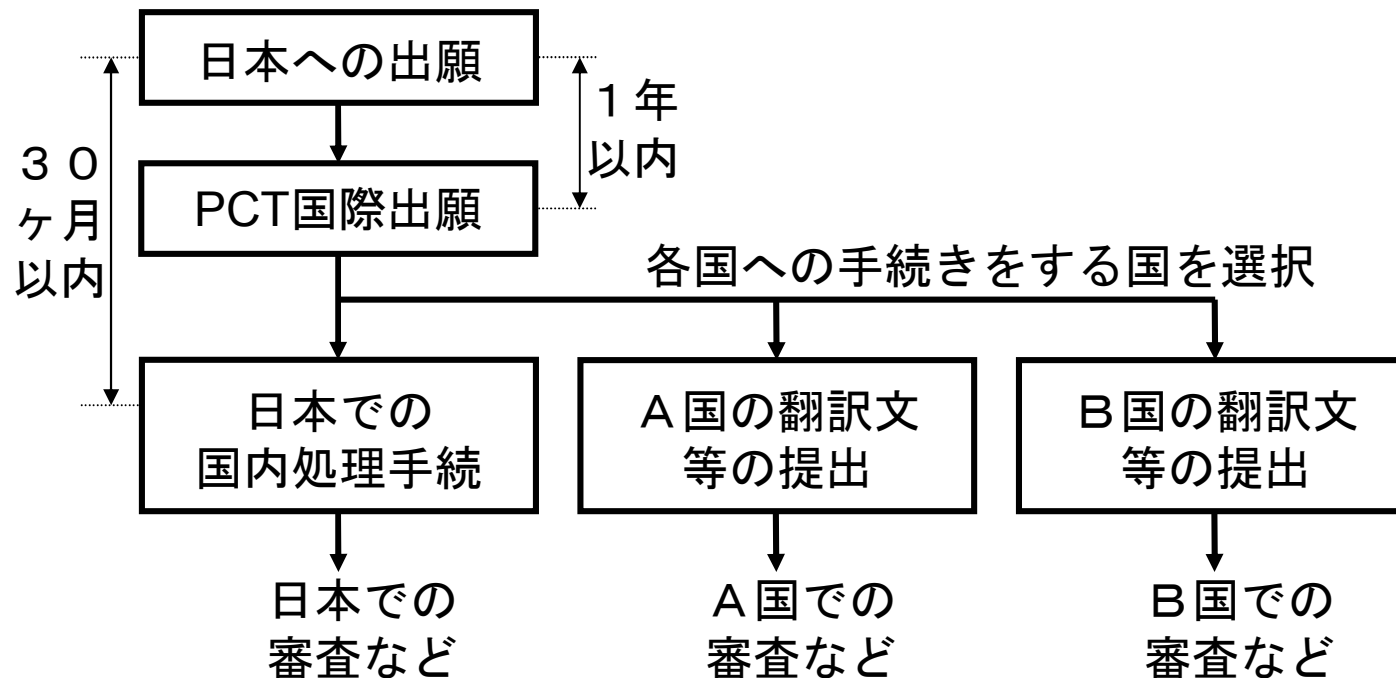
国際特許ってあるの？

A:ありません。

ある国で特許権を取得したい場合には、その国の特許庁に対して特許出願を行って権利化を目指す必要があります。

複数の国に出願する際の便宜を図るための制度として、パリ条約に基づく優先権制度とか、PCT国際出願制度などがありますが、最終的には、権利化を目指したい国ごとに特許性の有無を判断してもらう必要があります。

なお、欧州特許庁では、特許性の判断まで欧州全体で判断してくれる制度がありますが、特許査定後は、権利を取得したい国ごとに登録料支払いなどの手続を行う必要があります。



パブリックビューイングを自由に実施して問題ないか？

A: 問題有りでしょう。

スポーツの生中継は、著作物には該当しないかもしれませんが。

著作物で無ければ著作権も発生しませんが、放送事業者は、著作隣接権(送信可能化権、公衆伝達権など)を持っているので、視聴者などが放送番組を無断で公衆伝達することは出来ません。

例えば、サッカーW杯であれば、主催者であるFIFAが興行権を持っていて、興業主としてサッカー中継やパブリックビューイングの許諾を行っているはずです。

また、放送事業者は、映像を拡大する装置を用いて放送を公に伝達する権利を専有します(著作権法100条)。

このため、興業主や放送事業者の許諾を得ない限りは、パブリックビューイングを行うことには、著作権法上の問題を抱えていることとなります。

なお、著作権法38条3項で、営利を目的とせず、観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することが出来る規定ありますが、パブリックビューイングでは営利性が問題となる可能性があります。

但し、ラーメン屋で客に見せるような、通常の家庭用受信装置の場合には、営利目的でも自由に出来ます。

→現時点では野放し状態かもしれませんが、徐々に問題視されていることなので、世の中の流れを注意深く見ておく必要があります。

試験問題に、他人の著作物を無断で使用して良いか？

A: 原則問題ありません。

著作権法36条で、試験問題として著作物を複製する場合について規定されており、「試験などの目的上必要と認められる限度」においては、他人の著作物の複製が認められています。

但し、その他人の著作者人格権を留意する必要があるあり、試験問題としての正確上やむを得ない改変である場合と除いては、原文のまま利用することが原則。

虫食い問題はOKですが、途中を省略したことを明示しない場合や、原文を修正して表現することは、やむを得ない改変には該当しない可能性があります。

では、入試問題集を発行する場合に、問題ないか？

A: 問題あります。

問題の中に他人の著作物が利用されている場合には、その著作物の著作権者から許諾を得る必要があります。

著作権法36条で複製が認められているのは、「試験を行う」行為であり、「試験後に問題集を作成する」行為には適用されません。

授業中に、他人の著作物を無断で使用して良いか？

A: 原則使用することが出来ます。

著作権法35条1項で、授業の過程において使用する目的の場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することが認められています。

例えば、他人の作品の一部を利用してプリント教材を作成し、生徒に配布する行為は問題ありません。

ただし、ワークブックをコピーして配布する場合には、原則として著作権者の許諾が必要になります。

また、著作者名など出所の明示は必要です。

※著作権法32条で規定する「引用」に該当する場合には、「授業の過程において使用する目的」から離れていても、公表された著作物を利用することが出来ます。

「公正な慣行」に合致する必要があり、報道・批評・研究その他の引用の目的上正当な範囲内であることが必要です。

学園祭で、漫画のキャラクターを無断で使用して良いか？

A: 原則使用することが出来ます。

著作権法35条1項で、授業の過程において使用する目的の場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することが認められています。

このため、学校行事の教育効果を高める上で必要と認められる場合には、許諾を得ずに複製することも可能です。

「教育効果を高める上で必要」か、どうかは個別具体的に判断する必要があり、一律の基準はありませんが、悪質でない限りは、問題ないでしょう。

会議で、新聞記事の一部をコピーして配布して良いか？

A: 問題あります。

著作権者(大抵の場合、その記事の執筆者)から、資料として複製すること等について許諾を得る必要があります。

社団法人日本複写権センターと契約することにより、殆どの文献のコピーについて包括的な許諾が得られる仕組みはあります。

論文を文集の形で発行して問題ないか？

A: 問題あります。

「印刷」は、論文という著作物の「複製」に該当するため、論文の著作者の許諾を得る必要があります。

厳格に行うことが難しい場合には、入学時や年初に説明することにより、万が一揉めた場合の逃げ道になるかもしれません。

但し、電子書籍化の問題もあり、少しずつ著作権者の許諾を得る仕組みづくりはやっておいた方が良いでしょう。

既に、論文の管理について、著作権者との間で許諾契約を結んでいた場合でも、電子書籍化については別途許諾契約を結び直す必要がある可能性が高いです。

知的財産権の譲渡は可能か？

A:可能です。

知的財産権は無体財産権であり、両者の価値観が一致すれば、有償での譲渡も可能です。

但し、著作権の一部である著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権、名誉・声望保持権)だけは譲渡出来ません。

また、著作権の一部である著作財産権(複製権など)は、譲渡可能ですが、文化庁に登録する必要がないため、権利者がだれであるのかを注意する必要があります。

また、著作財産権は移動出来ますが、著作者人格権は移動出来ないため、著作者人格権の不行使特約など、契約時には注意が必要です。

特許権・実用新案権・意匠権・商標権は、特許庁に移転登録手続きが必要です。

特許権などの保有件数は、組織(大学や企業)の価値判断の一つにもなります。

日本では未だ一般的ではありませんが、米国では特許権が株の取引と同じように、売買が行われており、億単位の売買契約も珍しくありません。

このため、大学内で、知的財産権を一元的に管理することは重要です。

知的財産の価値評価について

A: 3つの評価方法があります。

(1) コストアプローチ(これが一般的)

知的財産を取得するために必要であった費用(開発費など)に基づいて計算

○: 測定が容易で、企業会計との親和性が高い(財務諸表の計算に使われる)

×: 研究開発費用が発明の価値と同義と言えないことが多い

(2) マーケットアプローチ

市場で観察される値(類似する取引事例)に基づいて計算

○: 客観性が高い

×: 知的財産の取引市場が成熟していない

(3) インカムアプローチ

将来のキャッシュフローの予測値に基づいて計算

○: 発明の価値を正しく予測出来る可能性が高い

×: 予測が難しい(客観性が低い)

→ 価値が決まれば、知的財産が、信託、証券化、担保融資など、資金調達に利用することも可能になります。

既に運用は始まっていますが、価値評価は、算定が正しいかどうかの判断が難しく、制度としてはありますが、一般的になっているとは言えません。

ご静聴ありがとうございました

分からないことがありましたら、
遠慮無く質問して下さい。

Rita特許事務所 野中 剛

<http://www.rita-pat.com>
t-nonaka@rita-pat.com